

## 平成30年度葛飾区認可外保育施設保育料補助金のご案内

認可外保育施設に通園しているお子さんの保護者へ、保育料の一部を補助します。

### 1 補助対象施設

次の要件を全て満たす認可外保育施設

- (1) 児童福祉法第59条の2に基づき、都道府県知事（中核市長を含む。）に届け出ていること
- (2) 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されていること

※基準を満たす証明がなされている期間が対象です。

※「基準を満たしている旨の証明書」の有無は、各都道府県のホームページで確認できます。掲載情報が最新ではない場合がありますので、詳細は直接保育園にご確認ください。

※家庭的保育事業所、事業所内保育施設（企業主導型保育事業所を含む。）、院内保育施設、居宅訪問型保育事業所、公立の認可外保育施設は対象外です。

#### 区内の対象施設（平成30年4月1日現在）

施設名	住所	電話番号
スマイルキッズ綾瀬園	西亀有2-20-11-1F	3838-8820
にじいろ保育園	亀有5-37-13 ハイツビッグワンビル305	5697-9077
保育所ちびっこランド葛飾金町園	東金町3-31-16	5876-4573

### 2 補助対象者

次の要件を全て満たす方

- (1) 補助対象施設に児童を月160時間以上預ける月極の利用契約をしていること
- (2) 児童が補助金の交付の対象となる月の初日に補助対象施設に在籍していること
- (3) 葛飾区において保育の必要性の認定（2号又は3号）を受けていること
- (4) 児童及び保護者が補助金の交付の対象となる月の初日に葛飾区に住民登録をし、在住していること
- (5) 補助対象施設との利用契約で決められた保育料を滞納せずに支払っていること
- (6) この補助金のほかに保育料、入園料等に係る補助を受けていないこと

※保育の必要性の認定（2号又は3号）の有効期間が補助対象になります。

※複数の補助対象施設に在籍している場合、1つの施設のみ対象となります。

※認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所などに在籍している場合は補助の対象外となります。

### 3 補助対象経費

基本保育料（月額）

※延長保育料、教材費、英会話等の受講料、入会金、年会費、実費払いとして発生する食事代、おむつ代及び個人的な経費は含みません。

### 4 補助対象月

平成30年4月分から平成31年3月分まで

※この期間のうち、全ての要件を満たしている月の基本保育料が補助の対象になります。

### 5 補助額

児童1人当たり月額15,000円

※補助対象経費がこの金額を下回る場合は、実際に支払った額となります。

### 6 申請書類

- (1) 平成30年度葛飾区認可外保育施設保育料補助金交付申請書兼請求書

※区ホームページからダウンロードできます。

- (2) 補助対象施設との利用契約書の写し

※契約者、契約金額、契約時間及び契約期間が確認できる箇所

- (3) 支給認定証（2号又は3号）の写し

※保育の必要性の認定（2号又は3号）を受けると交付されるものです。

※有効期間内が補助の対象です。

※葛飾区交付のもの

(4) 保育料の支払いが確認できる書類（通帳の写し、領収書の写し又は支払証明書）

※通帳の場合、「口座名義人が確認できる箇所」及び「引落とし該当箇所」

※領収書の場合、名義人、支払額及び該当月（〇月分保育料など）がわかるもの

※支払証明書の場合、補助対象施設の設置者又は施設長が記入及び押印したもの

7 申請方法

申請書類を平成31年3月15日（金）までにご郵送又はご持参ください。

8 申請書類提出先

〒124-8555 葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区子育て支援部子育て支援課子育て支援係

9 補助金の交付方法

交付決定通知書送付後、申請書兼請求書にご記載いただいた口座（対象児童の保護者に限り。）に振り込みます。

10 スケジュール

申請期限	交付（不交付）決定 通知書送付	交付
平成31年3月15日	平成31年4月下旬	平成31年5月中旬

※通知・交付の時期は、審査状況等により前後する場合があります。

11 保育の必要性の認定（2号又は3号）について

この認定を受けるためには、保育課入園相談係（電話：5654-8278）で支給認定申請をしていただく必要があります。認定基準としては、保護者のいずれもが月48時間以上常態的に働いていることなどがあります。まだ認定を受けていない方はお早めにご申請ください。

なお、認定された方には支給認定証（2号又は3号）が交付されます。

12 補助金の返還

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、返還していただくこととなります。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の対象要件を欠いていたと認められるとき。

(3) この要綱の規定又は葛飾区補助金等交付規則（昭和40年葛飾区規則第55号）の規定に違反したとき。

13 補助金の所得税法上の取扱い

この補助金は、所得税法上の雑所得に該当しますので、税金の申告が必要となる場合があります。詳細は税務署にご確認ください。

14 問合せ先

葛飾区子育て支援部子育て支援課子育て支援係

電話：03-5654-8277